

2023年9月28日

事務担当者様

「基準給与変更届」について

日本ITソフトウェア企業年金基金

【第1年金】(事業所番号10XXXX または30XXXX)

第1年金の「第1基準給与(基準給与1)」は、毎年4月1日時点の厚生年金の標準報酬月額を当年9月まで、10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額を翌年3月まで適用されます。

9月までの第1年金の「基準給与1」と10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額が相違している場合、標準報酬月額に合わせて10月分からの「基準給与1」を変更する必要があります。これが「基準給与変更届」です。

●10月1日付の「基準給与変更届」のご提出が必要な加入者

- | |
|---|
| <p>○7月に「算定基礎届」を日本年金機構(年金事務所)に提出したことにより厚生年金の標準報酬月額が4月現在の等級から<u>1等級以上変わった方</u></p> <p>○5月～10月を改定月とする「月額変更届」を日本年金機構(年金事務所)に提出したことにより厚生年金の標準報酬月額が4月現在の等級から変わった方</p> |
|---|

「10月1日現在の厚生年金の標準報酬月額」とは「10月分(11月末日納付)の厚生年金保険料の基礎となる標準報酬月額」のことです。従前の「基準給与1」と10月分時点の厚生年金の標準報酬月額を突き合わせ、一致しなかった方が届出の対象となります。

●対象者がいない場合

第1年金の10月1日付の「基準給与変更届」の届出の対象となる方が誰もいない場合に限り、「基準給与変更不該当届」をご提出ください。

(例)算定基礎届による定時決定で厚生年金の標準報酬月額が220千円から240千円になった場合のイメージ

	報酬月額	厚生年金の標準報酬月額	企業年金の基準給与1	
3月	215,333円	220千円	220千円	
4月	234,687円	220千円	220千円	
5月	246,799円	220千円	220千円	
6月	225,874円	220千円	220千円	
7月	223,387円	220千円	220千円	算定基礎届提出
8月	235,743円	220千円	220千円	
9月	245,875円	240千円	220千円	定時決定
10月	226,754円	240千円	240千円	基準給与変更届
11月	234,812円	240千円	240千円	

【第2年金】(事業所番号20XXXX または30XXXX)

第2年金の変額コース採用の事業所における「第2基準給与(基準給与2)」についても、毎年4月1日時点の状況に基づく口数を当年9月まで、10月1日時点の状況に基づく口数を翌年3月まで適用されます。

4月2日から10月1日までの間に口数の基礎となる状況(厚生年金の標準報酬月額、役職、基本給、勤続年数など)に異動があり、口数を変更するべき方がいる場合は、「基準給与変更届」のご提出が必要です。

定額コースを採用している事業所は、届出の必要はありません。

(例)標準報酬月額に連動するモデル

○第1年金と同様、「算定基礎届」や「月額変更届」を提出したことにより「10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額」に基づく口数が従前の口数と比べて変更となる場合は、届出の必要があります。

【届出方法】

●ITS基金届出システム

原則としてシステムでご提出ください。画面入力とデータ投入の2つの入力方法があります。詳細は届出システムのマニュアルをご参照ください。

●用紙

12月までは移行期間として紙帳票での届出も受け付けています。様式を複写式から単票式に改め、当基金ホームページ(事業主・事務担当者のページ > 届出の事務)からPDFファイルをダウンロードできます。ご記入のうえ、郵送でご提出ください。

※基準給与に変更がある方のみ届書をご作成ください。健康保険・厚生年金の算定基礎届と異なり、**全員分をご提出いただく必要はありません。**

※「第1基準給与」「第2基準給与」は、変更がある箇所のみ変更後の基準給与をご入力・ご記入ください。

※対象者がいない場合は、第1年金の実施事業所(事業所番号10XXXX または30XXXXの事業所)の10月1日変更の「基準給与変更届」に限り、「基準給与変更不該当届」をご提出ください。届出システムからもご提出いただけます。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)

(ご参考)

【共通】

Q1 「基準給与変更届」はいつまでに提出すればいいですか？

A1 本年10月1日変更の「基準給与変更届」は、掛金計算の締切日(11月2日)までに当基金に到着すれば、届出の内容が10月分掛金の計算に算入されます。締切日に間に合わなかった場合は、提出された月の掛金で遡及分が調整されます。

【第1年金】

Q2 健康保険の標準報酬月額等級が「月額変更届」の提出により650千円から710千円に変更になりました。「基準給与変更届」を提出する必要はありますか？

A2 第1年金の「第1基準給与(基準給与1)」は、“厚生年金の標準報酬月額”に連動して変更になります。この例の場合、厚生年金の標準報酬月額は上限の650千円のまま変更がありませんので、「基準給与変更届」の提出は不要です。

Q3 4月に昇給しました。4月1日変更の「基準給与変更届」を提出する必要はありますか？

A3 「月額変更届」による随時改定は、起算月から連続する3ヶ月間の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額等級が従前と比べて2等級以上変動していた場合に、4ヶ月目を改定月として届出します。

この例の場合、4月～6月の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額等級が従前と比べて2等級以上上がっていた場合には、7月を改定月とする月額変更届を提出します。

したがって、4月1日変更の「基準給与変更届」を提出する必要はありません。「月額変更届」や「算定基礎届」の提出により、標準報酬月額等級が1等級でも変わった場合は、10月1日変更の「基準給与変更届」を提出する対象となります。

※年間平均や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例などの例外あり

Q4 5月に基本給の昇給があり、8月を改定月とする「月額変更届」を管轄の年金事務所に提出しました。「基準給与変更届」に記入する「変更年月日」は「050801」となりますか？

A4 「基準給与」の変更時期は4月1日と10月1日の年2回に限定されています。

この例の場合、「月額変更届」の改定月は8月でも、「基準給与」の「変更年月日」は「051001」となります。

4月・10月以外の時期に厚生年金の標準報酬月額に変動があった場合、第1年金の「基準給与」とは一致しない期間があります。標準報酬月額の変動以降、最初に到来する4月または10月に突き合わせ、一致させる届書が「基準給与変更届」です。

なお、届出システムでは4月1日または10月1日以外の変更年月日は入力できないよう制限されています。

【第2年金】

Q5 当社は第2年金を実施しており、口数が1口の定額コースを採用しています。口数を3口に増やしたいのですが、「基準給与変更届」を提出すれば可能ですか？

A5 定額コースの口数の変更や定額⇔変額のコースの変更を行うには、当基金の規約を変更する必要があります。変更された規約の適用年月日以降、最初に到来する4月または10月に「基準給与変更届」をご提出いただきます。

事例によっては関東信越厚生局への相談が必要な場合もありますので、このような口数の変更を検討されている場合はお早めにご相談ください。